

(別表) 評価の基準 (得点配分)

ア 施工計画等について

評価項目		評価基準	配点	満点	
施工計画	施工上配慮すべき事項	配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性、工事特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。	優	10.0	10.0
			良	5.0	
			可	0.0	

※別記様式7参照

評価項目		評価基準	配点	満点
企業	平成21, 22年度(過去2年間)の北海道開発局発注工事成績の平均点 *1	80.0点以上	6.0	6.0
		76.0点以上80.0点未満	4.5	
		72.0点以上76.0点未満	3.0	
		68.0点以上72.0点未満	1.5	
		65.0点以上68.0点未満	0.0	
	過去2年間(平成22, 23年度)の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度(平成23年度)の工事成績優秀企業 *2	北海道開発局長表彰(同一部門限定)	1.5	3.0
		札幌開発建設部長表彰(同一部門限定)	0.8	
	工事成績優秀企業(下記工事区分の場合のみ)	0.8		

\*1 【工事成績】※別記様式2に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
過去2年間(①平成21年度及び平成22年度に完成した工事)における工事成績の平均を評価することを原則とする。ただし、過去2年間の実績がない者について、更に2年間遡った工事成績の平均点(②平成19年度及び平成20年度に完成した工事)を採用する。なお、①及び②共に実績が無い場合は6.5点とする。  
(平成20年度以前完成の維持工事(88.4点満点の工事)は100点満点に補正した成績を使用する。)

\*2 【優良工事表彰】※別記様式2に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
優良工事表彰の対象は同一部門(河川、道路、港湾等、農業、営繕の部門別)に限定する。  
【工事成績優秀企業】※別記様式2に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
工事成績優秀企業については、入札説明書4(2)記載の工事区分が『一般土木、舗装、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、グラウト、維持』の場合に加算対象とする。  
評価点=局長表彰の回数×1.5+部長表彰の回数×0.8+工事成績優秀企業×0.8の式にて算出するが最大3.0点の配点とする。

評価項目		評価基準	配点	満点
配置予定技術者	過去4年間(平成19~22年度)の北海道開発局発注工事の監理技術者又は主任技術者の成績(当該工事と同一工事区分の任意の1工事)*1	80.0点以上	4.0	4.0
		76.0点以上80.0点未満	3.0	
		72.0点以上76.0点未満	2.0	
		68.0点以上72.0点未満	1.0	
		65.0点以上68.0点未満	0.0	
	過去4年間(平成20~23年度)の北海道開発局優良工事表彰の有無 *2	あり(同一部門限定)	2.0	2.0
なし		0.0		
監理(主任)技術者の資格 *3	1級土木施工管理技術士又は技術士	1.0	1.0	
	上記以外	0.0		
CPDへの取組 *4	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	

配置予定技術者について

複数の配置予定技術者が申請された場合、資格・実績要件を満たす配置予定技術者のうち、技術者の評価(技術者成績、工事表彰、技術者の資格、CPDへの取組の各点数を合計した値)が最低の配置予定技術者で評価する。

- \*1 【技術者成績】※別記様式3-2に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
ア. 監理技術者(監理技術者配置の必要のない工事は主任技術者)として従事した過去4年間(平成19~22年度に完成した工事)の北海道開発局発注工事1件の提出を求め評価する。なお、提出工事は、同一工事区分の任意の工事とする。  
イ. 上記に記載した過去4年間の成績実績がない者及び資料提出がない者については加点しない。  
ウ. 平成20年度以前完成の維持工事(88.4点満点の工事)は100点満点に補正した成績を使用する。
- \*2 【優良工事表彰】※別記様式3-1に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
ア. 優良工事表彰の対象は同一部門(河川、道路、港湾等、農業、営繕の部門別)に限定する。  
イ. 表彰暦は単体の監理(主任)技術者又は共同企業体の監理(主任)技術者での表彰に関わらず対象とする。
- \*3 【監理(主任)技術者の資格】※別記様式3-1に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
配置予定技術者が上記記載の該当資格をもっている場合は、その資格を確認できる書類の写しを提出すること。また、工事カルテ(CORINS)の写し又は資格書類未添付等により、同種条件を確認出来ない又は取得資格を確認出来ない場合にはその社を失格とする場合がある。(技術者を複数登録した場合、その内1者でも不明であれば、その社又は共同企業体を失格とする場合がある。)  
有資格経験10年以上とは『年度単位を基準』とする。(平成23年度公告工事は、証明書(写し)が平成12年度以前の合格者)
- \*4 【CPDへの取組】※別記様式3-1に必要事項を記入のうえ、申請すること。  
ア. 配置予定技術者から提出されるCPD単位の取得証明書を基に評価する。  
イ. 下表における5年間等は年度を基準とする。(5年間の場合、平成23年度公告工事は、平成18~22年度。)  
ウ. 取得期間が過去5年間(平成18~22年度)であること。また発行日及び証明日については問わないが、証明期間については過去5年間(イ条件)のうち、任意の連続した期間で下表記載の推奨単位以上を満たしていること。  
【例えば、(社)全国土木施工管理技士会連合会で証明期間が平成21年10月1日~平成22年9月30日の場合は、1年間以下のため推奨単位数20(ネット/1年)以上を適用し、証明期間が平成21年10月1日~平成22年10月1日の場合は、1年間を超えるため推奨単位数40(ネット/2年)以上を適用。】  
エ. 下記の団体が発行している推奨単位取得証明書を評価の対象とし、いずれかのCPDプログラムの推奨単位数等が設定値以上であることを証明することにより加点する。なお、加点対象工事区分に留意すること。また取得証明の発行及び推奨基準においては、更新されることがあるため留意すること。

加対象CPD認定協会	加対象工事区分	推奨単位数等
(社)全国土木施工管理技士会連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、造園	20(エット/1年)以上、40(エット/2年)以上、60(エット/3年)以上、80(エット/4年)以上、100(エット/5年)以上
(社)土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、造園	5年間で250単位(年間50単位以上)
(社)日本技術士会	区分なし	50(CPD時間/1年間)以上、150(CPD時間/3年間)以上
(社)日本建築士会連合会もしくは(財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議	建築	12単位/年間以上
(社)日本造園学会	造園	50単位/年間以上
(社)農業農村工学会	農業工事	50単位/年間以上

評価項目	評価基準	配点	満点	
地域 精 通 度	本店の所在地 *1 【管内本店の場合】	事務所管内本店(管轄市町村は下表による。)	2.0	2.0
		札幌開発建設部管内本店	0.0	
	過去10年間の近隣地域(札幌開発建設部管内)での施工実績 *2	あり	2.0	2.0
		なし	0.0	

※別記様式9に必要事項を記入のうえ、申請すること。

【河川部門】において

札幌開発建設部管内とは、石狩振興局・空知総合振興局管内の各市町村および上川総合振興局管内の幌加内町、富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町をいう。

\*1 【本店・支店、営業所の所在地】  
申請者(共同企業体の場合は代表者)の本店・支店、営業所の所在地で評価する。

\*2 【近隣施工実績】別記様式9  
ア. 過去10年間(平成13～22年度)に近隣地域(札幌開発建設部管内)で元請けとして完成・引渡し完了した工事区分:一般土木の河川工事の施工実績を記載し提出すること。(5百万円以上;河川、道路などの事業部門毎により近隣施工実績工事における請負金額条件が異なるため留意すること。)  
イ. 評価対象者はJV代表者又は同種条件申請者とする。  
ウ. 当該実績が北海道開発局の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が6.5点未満のものを除く。

※各河川事務所等の管轄及び近隣市町村

	事務所名	分類	市町村
	札幌河川事務所	管轄市町村	札幌市、江別市、石狩市、当別町
○	岩見沢河川事務所	桂沢ダム管理支所を除く管轄市町村	岩見沢市、美唄市、三笠市、月形町、浦臼町、新篠津村
		桂沢ダム管理支所管轄市町村	三笠市、芦別市
	江別河川事務所	管轄市町村	江別市、新篠津村、岩見沢市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
	千歳河川事務所	管轄市町村	江別市、北広島市、千歳市、恵庭市、南幌町、長沼町
	滝川河川事務所	管轄市町村	美唄市、滝川市、砂川市、雨竜町、奈井江町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、深川市、北竜町、沼田町、幌加内町
	空知河川事務所	管轄市町村	芦別市、赤平市、富良野市、中富良野町、南富良野町、上富良野町
	豊平川ダム統管理事務所	管轄市町村	札幌市
	幾春別川ダム建設事業所	管轄市町村	三笠市
	夕張シューパロダム建設事業所	管轄市町村	夕張市

評価項目		評価基準	配点	満点
地域貢献度	①災害活動の実績（過去3年間）*1	災害時の活動実績あり	1.5	1.5
		上記に該当しない。	0.0	
	②災害協定の締結 *2	災害協定あり（平成23年度において有効なものに限る）	1.5	1.5
		上記に該当しない。	0.0	
	③東日本大震災に対する北海道開発局長からの表彰状の有無 *3	表彰状あり	1.0	1.0
		上記に該当しない。	0.0	
	④ボランティア活動などの地域貢献（過去3年間） *4	過去3年間に活動実績があり、かつ、表彰状・感謝状あり	1.0	1.0
		上記に該当しない。	0.0	

※別記様式11に必要事項を記入のうえ、申請すること。

\*1 【災害活動の実績】

- ア. 過去3年間の国、地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）又は公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動を対象とする。  
（過去3年間とは『年度を基準』とした過去3年間であり、平成23年度公告工事は、平成20～22年度を対象とする。）
- イ. 要請があったことを確認できる、国、地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）又は公共施設の管理団体のからの要請資料を添付すること。
- ウ. 災害緊急活動とは、国、地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設又は場所に関する活動（体制、巡回のみは対象外とする。）とする。
- エ. 活動範囲は、札幌開発建設部の管内（事業部門毎に異なる）とする。
- オ. 公共施設の管理団体とは、地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）の指定監理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCOとする。
- カ. 公共施設の管理者から要請のない活動については、表彰状・感謝状・礼状により確認できるものに限る。
- キ. 農業部門は評価対象外。

\*2 【災害協定の締結】

- ア. 災害協定の締結の評価対象項目については、国又は地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）との災害協定の締結を対象とする。  
協定の範囲は、札幌開発建設部管内とする。
- イ. 各建設協会を経由して札幌開発建設部長等と締結している災害協定書の場合は、平成23年度において有効な加盟協会発行の証明書並びに協定書（全頁の写し）を添付することとする。ただし、各建設協会発行の証明書のみで「締結先、締結年月日、平成23年度において有効」が証明出来るものに関しては、協定書（全頁の写し）を添付する必要は無い。
- ウ. 上記イに該当しない場合又は単体企業で直接町村等と締結している協定書は、協定書（全頁の写し）並びに平成23年度において有効な協定書であることを証明する書類を添付すること。
- エ. イ及びウに記載の「平成23年度において有効」とは、証明書等記載の更新月日が平成22年4月1日以降に発行されたものである。
- オ. 農業部門については設定しない。

\*3 【東日本大震災に対する北海道開発局長からの表彰状の有無】

東日本大震災に係るTEC-FORCEの派遣による北海道開発局長表彰に対して評価する。なお、感謝状は評価対象としない。

\*4 【ボランティア活動などの地域貢献】

- ア. 河川、道路、空港、公園部門においては、社会資本の整備・管理に関するボランティア活動実績を対象とする。
- イ. 社会資本とは、道路、河川、港湾等の公共施設とする。活動内容は、企業の技術・建設機械等を活用した労務提供を主体としたものに限り、「清掃、草刈り、伐開、伐採、花壇整備、地域の除排雪など」とし、各地域の実態に合わせて対象及び活動内容を制限する。
- ウ. 過去3年間の札幌開発建設部管内（部門毎に対象市町村が異なる）での活動実績を対象とする。  
（過去3年間とは『年度を基準』とした過去3年間であり、平成23年度公告工事は、平成20～22年度を対象とする。）
- エ. 国の機関、地方公共団体（札幌市においては行政区を含む）、特殊法人、学校からの表彰状又は感謝状を受けていることが確認できること。  
なお、平成19年度以前の表彰状又は感謝状の場合は、表彰又は感謝されたボランティア活動実績が上記ウ条件を満たし、継続実施されていることがわかる新聞記事等の資料を提出すること。（表彰状又は感謝状については過去3年間にこだわらない）
- オ. 表彰状又は感謝状で労働の提供が不明な場合は、新聞記事等を提出すること。
- カ. 寄付・寄贈は評価対象外とする。
- キ. 表彰状又は感謝状のない地域協働活動（アダプトプログラム・ボランティアサポートプログラム等）は、評価対象外とする。

イ 減点項目について

評価項目（減点）	評価基準	配点
過去6ヶ月（平成23年1月1日～平成23年6月30日）の指名停止等措置状況	指名停止	-1.5
	文書注意	-1.0
	口頭注意	-0.5
過去2年間（平成21、22年度）の施工状況等	低入札工事以外で粗雑工事等で修補命令を受けた	-0.5
	低入札工事で粗雑工事等で修補命令を受けた	-1.0

ウ 施工体制について（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要件要求をより確実に実現できると認められる場合	15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要件要求を確実に実現できると認められる場合	5.0
	その他	0.0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要件要求をより確実に実現できると認められる場合	15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要件要求を確実に実現できると認められる場合	5.0
	その他	0.0

### 施工上配慮すべき事項

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

施工上配慮すべき事項	護岸補修工における施工方法、養生等、施工上配慮すべき事項について、実施する内容を具体的に記述すること。(提案項目数は5項目までとし、重要なものから記述する。なお、6項目以上記載があった場合、5項目迄を評価する。)
------------	--

項目	具体的な施工計画
1. について	【提案項目の目的、期待する効果】  【標準案及び具体的提案内容】  【提案の検証方法】
2. について	【提案項目の目的、期待する効果】  【標準案及び具体的提案内容】  【提案の検証方法】

注1) 別紙「申請様式作成要領」によること。

注2) なお、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合は優位な評価とはしない。

注3) 具体的な施工計画については、簡潔に記載すること。内容が異なるもの、関連するものであっても、例えば、**のように記載すると、2項目になる。**